

施設等利用給付認定 提出書類等チェックシート

以下の書類は施設等利用給付認定の申請に必要な書類です。書類が揃っていることをご確認の上、□にチェックをしてください。
各認定区分（1号認定・2号認定・3号認定）の要件や具体的な条件については、「施設等利用給付のご案内」をご確認ください。
申請時、必要書類と併せてこのチェックシートを確認し、提出してください。

※ 「◇」の必要書類については、区の書式をご利用ください。区のホームページからダウンロードすることができます。

● 1号認定を希望する方

申請書 個人番号・本人確認書類	☐ ◇子育てのための施設等利用給付認定申請書 ☐ ◇施設等利用給付認定申請の本人確認書類等添付台紙	※表面のみ記入してください。 ※郵送で申請する場合のみご提出ください。
--------------------	---	---

● 2号・3号認定を希望する方

申請書 個人番号・本人確認書類		☐ ◇子育てのための施設等利用給付認定申請書 ☐ ◇施設等利用給付認定申請の本人確認書類等添付台紙	※表面・裏面ともに記入してください。 ※郵送で申請する場合のみご提出ください。
「保育を必要とする事由」が確認できる書類（該当する項目のみ）	就 労 月48時間以上	☐ ◇就労証明書 ・派遣社員の方は以下の書類も必要です。 ☐ 労働者派遣契約書または就業条件明示書の写し ・自営業主などの方は以下の書類も必要です。 ☐ 事業の概要を確認できる書類 ☐ 継続的に働いていることが確認できる書類（※直近3カ月分） ※ 育児休業から復職する方は産前産後休業前の3カ月分	☐父 ☐母
	育児休業からの 復職予定	☐ 子育てのための施設等利用給付認定申請書の裏面の認定申請理由の復職にチェック ☐ 子育てのための施設等利用給付認定申請書の裏面の具体的状況に復職予定日を記入 ※ 復職後2週間以内に復職日が記載された「◇就労証明書」等の提出が必要です。	☐父 ☐母
	妊娠・出産	☐ 母子健康手帳の写し （①表紙 ②分娩予定日の記載があるページ）	
	育児休業	☐ ◇就労証明書（産前産後休業期間および育児休業期間が記載されているもの） ※ 派遣社員または自営業主などの方は「就労」の場合と同様に添付書類が必要です。 ☐ ◇受託証明書 ☐ ◇育児休業届 ☐ 母子健康手帳の写し （①表紙 ②出生届出済証明の記載があるページ）	☐父 ☐母
	疾病・障害	☐ 診断書の写し （病名、症状、回復見込み、日中にお子さんの保育が必要である旨の記載があるもの）	☐父 ☐母
	介護・看護	☐ ◇介護・看護に関する申立書 ☐ 介護・看護が必要な状況が分かる書類	☐父 ☐母
	求職活動 （求職活動中 または就労内定）	☐ ◇求職活動状況申立書 ☐ 求職活動中または就労内定であることが確認できる書類	☐父 ☐母
	学校等に在学・職業訓練 月48時間以上	☐ ◇在学証明書（在学期間の記載があるもの） ☐ 学生証の写し	☐父 ☐母
ご家族に関する書類 （ひとり親家庭の方のみ）		ひとり親家庭の方は、次のいずれかの書類の写しが必要です。 ☐ 戸籍全部事項証明書（受理証明書）、児童扶養手当証書、事件係属証明書（調停期日通知書） ※ 調停期日通知書は、調停が係属中と判断できる書類に限ります。	

● 3号認定を希望する方は、以下の表を確認して該当する書類を提出してください。

※ 3号認定については、住民税非課税世帯であることを条件としています。

施設等利用給付
申請用

所得を証明する書類	令和7年度4～8月認定希望	海外からの転入などにより日本で課税されていない方	☐ 令和5年1～12月の◇年間収入申告書 ☐ 会社発行の給与支給証明書など	☐ 父 ☐ 母
		上記に該当しない方	☐ 令和6年度住民税非課税証明書 ※令和6年1月1日現在、住民登録のある区市町村で発行	☐ 父 ☐ 母
	令和7年度9～3月認定希望	海外からの転入などにより日本で課税されていない方	☐ 令和6年1～12月の◇年間収入申告書 ☐ 会社発行の給与支給証明書など	☐ 父 ☐ 母
		上記に該当しない方	☐ 令和7年度住民税非課税証明書 ※令和7年1月1日現在、住民登録のある区市町村で発行	☐ 父 ☐ 母

※ 海外に住所を有していた場合で、住民税が課税されていない世帯であっても、海外での収入がある場合は、収入から課税額を算定し、住民税非課税世帯に該当するか審査を行います。

【注意事項】

- 必要書類は、認定希望日（施設利用開始日）までに、提出してください。
- 認定開始日は最短でも認定申請日以降です。認定開始日のさかのぼりはありませんのでご注意ください。
- 認定を受けていなければ、請求書類を提出していただいても給付することができません。
「認定」と「給付（請求）」はそれぞれ手続きが必要です。必ず認定を受けてから請求をしてください。
- 書類については、認定希望日から6カ月以内に発行されたものが有効です。
例：令和7年4月1日からの認定を希望する場合は、令和6年10月2日以降に発行された書類が有効です。
- 不足書類がある場合は、申請日から2週間以内に提出してください。

申請者(保護者)署名 _____